

山梨県病院内保育所運営費補助金交付要綱

第1 目的

知事は、病院及び診療所に従事する職員のために保育施設を運営する事業(以下、「病院内保育所運営事業」という。)について、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第2 補助対象事業

補助対象となる事業は、別表第1欄に掲げる実施主体(以下「補助事業者」という。)が、医療従事者の離職防止及び再就業の促進並びに医療機関による入院治療の必要はないが安静の確保に配慮する必要がある集団保育が困難な児童の保育(以下「病児等保育」という。)を目的として行う事業とする。

第3 補助対象施設

補助対象施設は、医療法第7条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所、又は同法第8条の規定に基づき届出をした診療所の開設者が運営をする病院内保育施設であって、第5に掲げる病院内保育施設の種別に該当し、かつ保育料として1人当たり平均月額10,000円以上徴収している施設とする。

第4 実施主体の義務

補助事業者は、施設及び運営について、児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)を尊重しなければならない。

第5 補助対象事業の種別

補助対象事業の内容により、次のとおり分類する。

区分	A型特例	A型	B型	B型特例	C型
保育児童数	1人以上	4人以上	10人以上	30人以上	1人以上
保育時間	8時間以上	8時間以上	10時間以上	10時間以上	8時間以上
保育士等数	2人以上	2人以上	4人以上	10人以上	1人以上

第6 補助金等の算定方法

補助金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表第2欄に定める基準額と同表第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額に別表第4欄に定める率を乗じて得た額を交付額とする。

第7 補助金の交付申請

この補助金の交付の申請は、様式1による交付申請書を知事に提出しなければならない。

第8 補助金交付の条件

規則第6条の規定による補助金の交付の条件は、次の各号のとおりとする。

- (1) 補助事業者は、事業内容の変更をしようとする場合は、様式2による変更承認申請書を知事に提出し、承認を受けなければならない。ただし、事業目的の達成に支障をきたさない細部の変更であって、補助金の増額を伴わないものはこの限りでない。

- (2) 補助事業者は、事業を中止し、又は廃止しようとする場合には、様式3による中止(廃止)承認申請書を知事に提出し、承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業者は、事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告しその指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理するとともに、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の翌年度から5年間保管しておかなければならない。

第9 支払方法

この補助金は、精算払とする。ただし、知事が必要と認めたときは概算払とすることができる。

- 2 補助事業者は、概算払を受けようとするときは、様式4による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

第10 実績報告

この補助金の事業実績は、事業完了後1か月以内(第8(2)により事業の廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1か月以内)又は補助金の交付決定を受けた年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに様式5による実績報告書を知事に提出しなければならない。

第11 消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還

補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、様式6による仕入控除税額報告書を速やかに知事に提出しなければならない。

なお、知事に報告があった場合は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を返還させることがある。

附則

この要綱は、平成14年4月1日から適用する。

なお、「山梨県子どもを持つ看護婦確保経費補助金交付要綱」は廃止する。

附則

この要綱は、平成15年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成16年9月10日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成19年3月23日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成19年10月15日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成20年8月27日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成21年10月27日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成22年7月8日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成23年6月14日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成24年6月29日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

別表

1区分	2基準額	3対象経費	4補助率								
<p>国民健康保険団体連合会及び国民健康保険組合、社会福祉法人(ただし、社会福祉法人恩賜財団済生会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。)、国家公務員共済組合及びその連合会、公共企業体職員等共済組合、地方公務員等共済組合、私立学校教職員共済組合、農林漁業団体職員共済組合、健康保険組合及びその連合会、一般社団法人、一般財団法人並びにその他知事が認める者</p>	<p>次の基本額に調整率を乗じて得た額に加算額を加えた額</p> <p>1 基本額 次により算定した額から、保育料収入相当額を控除した額(保育料収入相当額の控除は、A型特例については1人分、A型については4人分、B型については10人分、B型特例については18人分、C型については1人分を上限とする。)</p> <p>(A型特例) 1人×180,800円×運営月数 (A型) 2人×180,800円×運営月数 (B型) 4人×180,800円×運営月数 (B型特例) 6人×180,800円×運営月数 (C型) 1人×162,720円×運営月数</p> <p>2 調整率</p> <table border="1" data-bbox="502 1131 981 1355"> <thead> <tr> <th>負担能力指数</th> <th>調整率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5未満</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>5以上20未満</td> <td>0.8</td> </tr> <tr> <td>20以上</td> <td>0.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、設置後3年を経過していない施設に対しては適用しない。</p> <p>3 加算額 (24時間保育を行っている施設) A型特例・A型・B型・B型特例 23,410円×運営日数 C型 21,069円×運営日数 (病児等保育を行っている施設) A型特例・A型・B型・B型特例 187,560円×運営月数 C型 168,804円×運営月数 (緊急一時保育を行っている施設) A型特例・A型・B型・B型特例 20,720円×運営日数 C型 18,648円×運営日数</p>	負担能力指数	調整率	5未満	1.0	5以上20未満	0.8	20以上	0.6	<p>病院内保育所運営事業を行うために必要な保育士等の職員の人件費(給料、諸手当等)又は委託料(内訳は人件費)とする。</p>	<p>2 / 3 (ただし、C型は1 / 2)</p>
負担能力指数	調整率										
5未満	1.0										
5以上20未満	0.8										
20以上	0.6										

	<p>(児童保育を行っている施設) A型特例・A型・B型・B型特例 10,670 円 × 運営日数 C型 9,603 円 × 運営日数 (休日保育を行っている施設) A型特例・A型・B型・B型特例 11,630 円 × 運営日数 C型 10,467 円 × 運営日数 休日とは、日曜日、祝日並びに 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日をいう。</p> <p>保育料収入相当額及び負担能力指 数の算出については、厚生労働省の定 めるところによる。</p>		
--	---	--	--

1区分	2基準額	3対象経費	4補助率								
<p>日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業共同連合会</p>	<p>次の基本額に調整率を乗じて得た額に加算額を加えた額</p> <p>1 基本額 次により算定した額から、保育料収入相当額を控除した額(保育料収入相当額の控除は、A型については4人分、B型については10人分、B型特例については18人分、C型については1人分を上限とする。)</p> <p>(A型) 2人×162,720円×運営月数 (B型) 4人×162,720円×運営月数 (B型特例) 6人×162,720円×運営月数 (C型) 1人×162,720円×運営月数</p> <p>2 調整率</p> <table border="1" data-bbox="507 967 981 1187"> <thead> <tr> <th>負担能力指数</th> <th>調整率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5未満</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>5以上20未満</td> <td>0.8</td> </tr> <tr> <td>20以上</td> <td>0.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、設置後3年を経過していない施設に対しては適用しない。</p> <p>3 加算額 (24時間保育を行っている施設) 21,069円×運営日数 (病児等保育を行っている施設) 168,804円×運営月数 (緊急一時保育を行っている施設) 18,648円×運営日数 (児童保育を行っている施設) 9,603円×運営日数 (休日保育を行っている施設) 10,467円×運営日数 休日とは、日曜日、祝日並びに12月29日から翌年1月3日をいう。</p> <p>保育料収入相当額及び負担能力指数の算出については、厚生労働省の定めるところによる。</p>	負担能力指数	調整率	5未満	1.0	5以上20未満	0.8	20以上	0.6	<p>病院内保育所運営事業を行うために必要な保育士等の職員の人件費(給料、諸手当等)又は委託料(内訳は人件費)とする。</p>	<p>1/2</p>
負担能力指数	調整率										
5未満	1.0										
5以上20未満	0.8										
20以上	0.6										